

伊賀市債権管理条例の制定に係る市民参加手続について

伊賀市自治基本条例第 18 条第 5 項の規定に基づき、下記の事項を議案に付して提出します。

市民の参加の手法及び状況

1 パブリックコメント

○パブリックコメント募集

伊賀市債権管理条例の制定へのパブリックコメント

平成 28 年 7 月 15 日（金）～平成 28 年 8 月 15 日（月）（32 日間）

○パブリックコメント募集の案内

広報いが市平成 28 年 7 月 15 日号及びホームページ

本庁債権管理課、各支所振興課、各地区市民センター窓口に閲覧資料を設置

○パブリックコメント募集の方法

住所・氏名・電話番号・ご意見ご提案を記入のうえ、期間内に本庁債権管理課へ直接ご持参いただくか、郵便・ファックス・Eメールで提出をお願いしました。

○状況

提出のあったご意見 1 件

○状況の報告

市ホームページ等で結果を公表しました。